

幕別町町民栄誉賞表彰条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町町民栄誉賞表彰条例 (平成20年 9月25日 条例第34号)</p> <p>(目的) 第1条 この条例は、町民に希望と活力を与える顕著な功績があり、広く町民が敬愛する者に対して幕別町町民栄誉賞（以下「町民栄誉賞」という。）を贈呈し、その栄誉をたたえることを目的とする。</p> <p>(町民栄誉賞の贈呈) 第2条 略</p> <p>(選考及び決定) 第3条 前条に規定する町民栄誉賞は、町長、副町長、教育長、町議会議長及び副議長をもって組織する選考委員会の審査を経て、町長が決定する。</p> <p>第4条～第6条 略</p>	<p>○幕別町町民栄誉賞表彰条例 (平成20年 9月25日 条例第34号)</p> <p>(目的) 第1条 この条例は、町民に希望と活力を与える顕著な功績があり、広く町民が敬愛する者に対して幕別町町民栄誉賞（以下「町民栄誉賞」という。）<u>及び幕別町特別町民栄誉賞（以下「特別町民栄誉賞」という。）</u>を贈呈し、その栄誉をたたえることを目的とする。</p> <p>(町民栄誉賞及び特別町民栄誉賞の贈呈) 第2条 略 2 <u>前項の規定により町民栄誉賞の贈呈を受けた者が、更に優れた功績を収めた場合に、特別町民栄誉賞を贈呈することができる。</u></p> <p>(選考及び決定) 第3条 前条に規定する町民栄誉賞<u>及び特別町民栄誉賞</u>は、町長、副町長、教育長、町議会議長及び副議長をもって組織する選考委員会の審査を経て、町長が決定する。</p> <p>第4条～第6条 略</p>